

田野町沿岸漁業設備投資促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田野町各事業補助金交付規則(昭和50年規則第4号。以下「規則」という。)第9条の規定に基づき、田野町沿岸漁業設備投資促進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 町は、漁業経営の効率化を促進するため、漁業協同組合(以下「事業実施主体」という。)が町長が別に定める「対象漁業者」に対して行う漁船、漁労設備又は養殖設備(以下「リース物件」という。)のリースに要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助事業の補助対象経費及び補助率等は、別表第1に定めるとおりとし、区分ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を町長に提出しなければならない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、事業実施主体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 交付決定を受けた補助事業について、次に掲げる事項を変更するときは、事前に別記第2号様式による変更承認申請書又は中止承認申請書を速やかに町長に提出し、町長の承認を受けなければならない。

ア 事業内容の重要な部分に関する変更(リース物件の変更等をいう。)

イ 間接補助事業者の変更

ウ 交付決定額の増額

エ 交付決定額の30パーセントを超える減額

オ 補助事業の中止又は廃止

(2) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。ただし、対象となるリース物件のリース期間が5年以上の場合は、その期間中とする。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(取得価格又は効用の増加価格が50万円を超えるものに限る。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年

大蔵省令第 15 号) に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に町長の承認を受けなければならないこと。

- (5) 前号の規定により町長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を町長に納付しなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第 2 に掲げる暴力団等の排除に係る町の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 事業実施主体は、事業終了後において、消費税の申告により、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。）が確定した場合には、その金額を速やかに町長に報告するとともに、当該金額を町長に返還しなければならないこと。

（補助金の交付の決定）

第 6 条 町長は、第 4 条第 1 項の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、漁協に通知するものとする。ただし、町長が別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助金の交付の決定の取消し）

第 7 条 町長は、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（実績報告）

第 8 条 事業実施主体は、補助事業が完了したときは、別記第 3 号様式による実績報告書 1 部を、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業の実施年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

- 2 第 4 条の規定により補助金の交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかとなった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第 4 条の規定により補助金の交付の申請をした事業実施主体は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税額仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第 4 号様式により速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の返還）

第 9 条 町長は、事業実施主体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を変更若しくは取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものと

する。

- (1) 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外に使用したとき。
- (3) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) リース期間内に事業によって取得したリース物件を処分したとき、補助目的に沿った使用をしなくなったとき又は事業の存続が困難となったとき。

(概算払)

第 10 条 事業実施主体は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第 5 号様式による概算払請求書を町長に提出しなければならない。

(グリーン購入)

第 11 条 事業実施主体は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 12 条 補助事業又は事業実施主体に関して、田野町情報公開条例（平成 14 年田野町条例第 5 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成 28 年 12 月 27 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 33 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 5 条、第 7 条、第 9 条及び第 12 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1

区 分	補助対象	補助率等
①漁 船	10t未満の中古漁船 ※5年以上の使用が可能なもの	【補助率】 3分の1以内
②漁船用設備	推進機関（船舶用エンジン） ※社団法人海洋システム協会が認定する水産用型式等認定基準合格機種（漁船用環境高度対応機関）に該当するもの 自動操舵装置 発光ダイオード式集魚灯 遠隔操縦装置 漁船用コンテナ サイドスラスター レーダー 自動航跡記録装置 GPS受信機 動力式つり機 ラインホーラー等の揚縄機 ネットホーラー等の揚網機 巻取りウィンチ 放電式集魚灯 漁業用クレーン 漁獲物等処理装置 海水冷却装置 海水殺菌装置 漁業用ソナー カラー魚群探知機 潮流計 漁業用ブイ 油圧装置 定速装置 補機関 ※動力取出装置付きの推進機関を含む	ただし、新規漁業就業者を対象とする場合は3分の2以内とする 【補助上限額】 500万円 【補助対象経費下限額】 200万円 ただし、養殖生産設備は100万円とする 【事業実施期間中における申請可能数】 ・漁 船 1対象漁業者につき、原則1隻までとする。（但し、複数の漁船を使用して操業を行う漁業種類についてはこの限りではない） ・推進機関 1対象漁業者につき、原則1基までとする。（但し、複数の漁船を使用して操業を行う漁業種類についてはこの限りではない）
③養殖生産設備	ア 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うために必要な造粒機、自動給餌機、餌料倉庫等 イ 養殖魚の安全性の確保を目的として養殖を行うために必要な自動網いけす洗浄機、付着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっ気装置等 ウ ア又はイに関連して必要な餌料成分分析機、水質・底質測定機、残留検査・肉質検査機器、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等 エ 養殖生産施設一式（枠、生簀網、ロープ、アンカー、沈子等）	業種類についてはこの限りではない ・推進機関 1対象漁業者につき、原則1基までとする。（但し、複数の漁船を使用して操業を行う漁業種類についてはこの限りではない）
④その他	①～③に定めるもの以外の設備で、対象漁業者の漁業経営の効率化に効果があると知事が認める設備。	

※1 漁船用設備、養殖生産設備については中古品及び消耗品は補助対象外とする。

※2 補助対象経費のうち、消費税相当額は補助対象外とする。

※3 区分①～④は組み合わせて利用できるものとする。

別表第2（第5条—第7条関係）

- 1 暴力団（田野町暴力団排除条例（平成23年田野町条例第1号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。